

横植協会 06-07号  
令和 6年 7月12日

会員各位

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

条件付き輸入生果実関係

**【オーストラリア産輸入解禁生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について】**  
(オーストラリア産ぶどう生果実の輸入解禁は品種を指定していたが、品種指定を撤廃し、ぶどう生果実としたもの)

農林水産省消費・安全局長から下記の連絡がありましたので、お知らせします。

### 【連絡の内容】

オーストラリア産ヨーロッパぶどうの生果実の輸入に関し、「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令」(令和6年農林水産省令第 41号)及び「植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する告示」(令和6年7月4日農林水産省告示第1315号)が本日付けで公布及び施行(別添1及び別添2)されたことに伴い、「オーストラリア産スイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」を一部改正(別添3)したのでお知らせします。

詳細については、「06-07 (別添1, 2, 3) をご参照願います。

以上

○農林水産省令第四十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月四日

農林水産大臣 坂本 哲志

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表</p> <p>一〇五十八（略）</p> <p>五十九 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウイテイス・ウイニフェラに限る。）の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>六〇〇八十九（略）</p>	<p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表</p> <p>一〇五十八（略）</p> <p>五十九 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレツドグローブ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>六〇〇八十九（略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千三百十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七及び第五十九の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百九十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年七月四日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ属植物及びぶどう（ウイティス・ウイニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準

一 植物及び地域

(一) (略)

(二) スウィートオレンジ（バレンシア種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、インペリアル、エレンデール、マールコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどう（ウイティス・ウイニフェラに限る。）の生果実であつて、オーストラリアで生産されたものであること。

六 消毒

(一) 一の(二)の場合にあつては、オーストラリア内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）又は冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において、次の方法による消毒が行われたものであること。

ア ウ

エ ぶどう（ウイティス・ウイニフェラに限る。）については

、次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなつた後、引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。

(略)

(二) (略)

(三) 一の(二)の場合にあつては、低温処理コンテナにおいて(一)の消毒を行うときは、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。

植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムゾンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準

一 植物及び地域

(一) (略)

(二) スウィートオレンジ（バレンシア種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、インペリアル、エレンデール、マールコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどう（クリムゾンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のものに限る。）の生果実であつて、オーストラリアで生産されたものであること。

六 消毒

(一) 一の(二)の場合にあつては、オーストラリア内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）又は海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において、次の方法による消毒が行われたものであること。

ア ウ

エ クリムゾンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうについては、次の表の上欄に掲げる生

果実の中心部の温度のいずれかとなつた後、引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。

(略)

(二) (略)

(新設)

「オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成11年4月15日付け11農産第1360号農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ属植物及びぶどう（<u>ウィティス・ウィニフェラに限る。</u>）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第192号。以下「告示」という。）1の（2）に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（1）に規定するものに係る植物検疫の実施については、オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年1月14日付け16消安第7708号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p> <p>3 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>（1）低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア 消毒の実施の確認</p> <p>植物防疫官は、告示7の（3）のアの消毒の実施の確認について、次により、原則としてオーストラリア植物防疫機関と共同して行うものとする。</p> <p>（ア）・（イ） （略）</p> <p>（ウ）（イ）の確認後、引き続き生果実の中心部の温度がスウィートオレンジ（バレンシア種及びワシントンネーブル種のものに限る。以下同じ。）、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラについては16日間摂氏1.0度以下、18日間摂氏2.1度以下又は20日間摂氏3.1度以下、レモンについては14日間摂氏1.0度以下、16日間摂氏2.1度以下又は18日間摂氏3.1度以下、グレープフルーツについては18日間摂氏2.0度以下又は20日間摂氏3.0度以下、ぶどう（<u>ウィティス・ウィニフェラに限る。</u>以下同じ。）については16日間摂氏1.0度以下、18日間摂氏2.0度以下又は20日間摂氏3.0度以下であ</p>	<p>植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ属植物<u>並びに</u>クリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種<u>の</u>ぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第192号。以下「告示」という。）1の（2）に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（1）に規定するものに係る植物検疫の実施については、オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年1月14日付け16消安第7708号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p> <p>3 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>（1）低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア 消毒の実施の確認</p> <p>植物防疫官は、告示7の（3）のアの消毒の実施の確認について、次により、原則としてオーストラリア植物防疫機関と共同して行うものとする。</p> <p>（ア）・（イ） （略）</p> <p>（ウ）（イ）の確認後、引き続き生果実の中心部の温度がスウィートオレンジ（バレンシア種及びワシントンネーブル種のものに限る。以下同じ。）、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラについては16日間摂氏1.0度以下、18日間摂氏2.1度以下又は20日間摂氏3.1度以下、レモンについては14日間摂氏1.0度以下、16日間摂氏2.1度以下又は18日間摂氏3.1度以下、グレープフルーツについては18日間摂氏2.0度以下又は20日間摂氏3.0度以下、ぶどう（<u>クリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のものに限る。</u>以下同じ。）については16日間摂氏1.0度以下、18日</p>

<p>ることを確認すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>間摂氏 2.0 度以下又は 20 日間摂氏 3.0 度以下であることを確認すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
--	---